

行政の情報化と霞が関 WAN

総務庁行政管理局 中井川 禎彦 NAKAIGAWA Sadahiko

はじめに

政府は、行政情報化推進基本計画(平成6年(1994年)12月25日閣議決定、計画期間は平成7年度(1995年度)から11年度(1999年度))に基づき、行政の情報化を推進しているところであるが、現行基本計画により、一人一台パソコン整備、各省庁 LAN、霞が関 WAN の整備等基盤整備が大きく進展してきている。今後、地方公共団体等との連携強化を図りつつ、これらを活用した行政事務全般にわたる事務の効率化・高度化、国民サービスの質的向上につながる具体的な施策の展開が必要となっている。

また、インターネットの普及、電子商取引の実用化の動き、申請・届出等手続に対する国民負担軽減の強い要請等情報化を取り巻く環境変化を踏まえ、行政と国民のインターフェースについて、より一層強力な行政の情報化の推進が必要である。

このため、現行基本計画の改定を行うこととし、7月18日に改定の基本的考え方を行政情報システム各省庁連絡会議(官房長等で構成)でとりまとめ、公表した。現在、インターネット・ホームページでの意見募集をはじめ広く各方面の意見を聴取し、今年末に現行基本計画を改定する予定である。(総務庁 URL; <http://www.somucho.go.jp>)

1 改定の枠組み

- 行政の情報化を旧来の制度・慣行の見直しにより、国民サービスの向上、行政運営の質的向上を目的とし、行政改革の重要な手段として明確に位置付け。
- 「紙」による情報の管理からネットワークを駆使した電子化された情報の管理へ移行し、21世紀初頭に高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」を実現。
- 国の事務・事業を対象(地方公共団体、特殊法人等が行う国の事務・事業も含む)とし、平成10年度(1998年度)から14年度(2002年度)までの5か年で実施。
- 「高度情報通信社会推進本部」との連携を図り、G7共同プロジェクト等の国際的な取組みについて積極的に対応しつつ推進。

II 主要推進事項

- 1 社会の情報化に対応した行政情報化の推進
 - インターネットを活用した行政情報の提供促進、内容充実、提供する情報のクリアリングサービス(所在案内システム)の整備、充実
 - 申請・届出等手続について、原則として1998年度までに電子化。自動受付等による24時間化やネットワーク化による申請地制限の緩和、アクセスポイントの拡大
 - 国民生活・企業活動に必要な行政手続の案内・教示、必要な行政情報の提供、各種施設の利用案内・予約、申請・届出等の受付、結果の交付等の行政サービスを総合的・複合的に行う総合行政サービスシステムいわゆるワンストップサービスを段階的に実施(1998年度に整備方針を策定)
 - 電子商取引等国内外の情報化の進展に対応した、調達手続、歳入歳出事務の電子化
- 2 情報通信技術活用による事務・事業の簡素化・効率化及び行政運営の高度化
 - 文書のライフサイクルを通ずる総合的な文書管理システムを1999年度までに整備。
 - 各種許認可等に係るシステム間の連携、高度化。人事・会計等内部管理業務の LAN を活用したシステム化等による事務・事業の簡素・効率化
 - 情報システムの運営管理を一括して民間に委託するアウトソーシングの積極的推進
- 3 行政情報化推進のための基盤整備
 - 総合的な情報化を推進するための共通基盤として、パソコン等情報機器、LANの整備、霞が関 WAN の活用による地方へ展開等汎用性の高い総合的・広域的な行政情報通信ネットワークの整備
 - 行政部門・民間部門間のネットワークについて、インターネット等を活用したネットワーク基盤の確立
 - 国際的な標準を採用しつつシステムのオープンシステム化を推進

- ネットワーク化の進展等新しい情報化の進展を踏まえた安全性・信頼性対策、個人情報保護の充実強化
- 通信プロトコルのインターネット・プロトコル(TCP/IP)の採用、文書構造に係る国際標準である SGML をベースとした電子行政文書の構造等標準化を推進
- 各省庁の官房長等を情報統括責任者(CIO)に指名するなど、省庁内情報化推進体制を確立
- 電子文書の原本性、申請・手続等の個人・法人認証、手続のオンライン化を行うための手数料等の印紙に代わる納付方法などの共通課題の解決

III 基本計画と霞が関WAN

1 霞が関WANの概要

- 現行基本計画では、「省庁間の情報流通の円滑化・高度化を図るため、各省庁のLANを相互に接続する省庁間ネットワーク、いわゆる霞が関WANについて、円滑・早期に整備する」こととされ、総務庁を中心にネットワークの運用管理、接続方式等具体的な検討を進め、本年1月に運用を開始。
- 利用対象機関は、当初国の行政機関(本省庁)のみであったが、本年3月に国の出先機関等、都道府県、政令指定市、特殊法人、認可法人、国立国会図書館(支部図書館ネットワーク)を対象に含めることについて利用機関協議会で申合せ。
- 利用機関は、27機関(97年7月現在)、今年度内に3機関、98年度に5機関が加わる予定。
- 霞が関WANの主な仕様
 - ・ネットワーク・プロトコル;TCP/IP(インターネット標準)
 - ・メール・プロトコル;X.400(国際標準)
 - ・メールボディ;当面、テキストのみ。早期にSGML(XML)等の高度な表現が可能となる形式を導入
 - ・網構成;霞が関WAN運用センター(NOC)と利用機関間を専用回線(64~256kbps)で接続
- セキュリティの確保
 - ・利用機関との接続点にファイアウォール(利用機関LANのセキュリティ確保)
 - ・セキュリティルータ(搬送信号を暗号化)
 - ・NOCのインターネットとの接続点にファイアウォール、24時間有人監視

- 霞が関WANの各種アプリケーション
 - ・電子メールシステム
 - ・白書等データベース(統一仕様に基づき各省庁が整備);97年度6省庁で整備
 - ・国会事務支援システム;97年秋試行運用開始
 - ・電子文書交換システム;99年度運用開始予定
 - ・共通知報検索システム(運用中の法令データベース等をオープンシステム化);98年度移行予定

2 改定計画と霞が関WAN

改定計画では、霞が関WANを行政部門総体としての総合的な情報化を推進するための共通基盤として位置付け、次のような施策を講ずることとしている。

- 霞が関WANの活用により、地方公共団体、特殊法人・認可法人等を結ぶ汎用性の高い総合的・広域的な行政情報通信ネットワーク(ADMIX)の整備を推進(ADMIX;霞が関WANのインターネットドメイン名)
- 制度官庁等への各種報告、官報掲載手続、法令等の協議などの業務について、霞が関WANを活用したシステム化を推進
- 国・地方間の連絡・報告等の業務について、霞が関WAN等の活用によるシステム化を推進
- 電子文書交換システムを活用し、本省庁・地方支分部局間や特殊法人、地方公共団体等との間の電子文書交換を推進
- 政策支援データベース等について、霞が関WANによる省庁間利用を推進
- 法令、条例、基礎的統計情報等の各種の情報について、霞が関WANの活用等による国・地方間の相互利用方策を検討